

【債】図書館電算システム賃貸借及び保守プロポーザル評価基準

1 目的

この評価基準は、白井市が発注する【債】図書館電算システム賃貸借及び保守の受注予定者等を特定するために、必要な項目を定めるものである。

2 審査方法と配点

提案の参加要件を満たしている者の認定を行った後、次の各項目について、審査を行い、総合的に評価する。

(1) 参加資格確認

担当課において、参加申込時に提出された書類の審査を行い、参加資格要件を満たしている者か判定を行う。

(2) 書類審査及びプレゼンテーション

参加資格要件を満たしていると判断された者を対象に、業務実績票等、提案書、見積書及び見積金額内訳書を提出させ、業務実績等による客観評価及び別途設置する白井市立図書館電算システム賃貸借及び保守プロポーザル選定委員会によるプレゼンテーション(提案内容の説明、質疑応答)の審査を行う。

なお、プレゼンテーションは、提案書等の受付が遅かった者から順番に行う。

ア 実施日時及び場所

市が指定し、参加事業者個々に通知する。

イ 実施内容及び時間

(ア) 機材等の準備：5分以内

(イ) プレゼンテーション：35分以内（利用者目線のデモを含む）

(ウ) 質疑応答：15分以内

(エ) 機材等の撤収：5分以内

ウ プレゼンテーションの出席者は1者あたり5名以内とし、本業務を受注した場合の責任者は必ず出席すること。

エ 説明にあたっては、市で用意するプロジェクター、スクリーンを使用し、投影して説明すること。動画の使用は認めない。

3 審査項目

審査における項目は次のとおりとする。また、各項目について、配点と評価の視点のみを実施要領で公表し、本基準で定める審査評価表は公表しないものとする。

(1) 書類審査

評価項目	評価の視点	配点
会社概要	事業者の有資格状況	20
業務実績	同等以上の業務量規模で導入・運用の実績及びシステムからの移行実績及び件数	30

※資格とは、ISMS・JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001)・プライバシーマークのことを指す。

同等以上の業務量規模とは、人口：60,000人、蔵書冊数：557,000冊、登録者数：35,000人以上を指す。

業務実績は、公共図書館においての実績のみとする。

(2) プレゼンテーションの審査

評価項目		評価の視点	配点
業務に対する考え方		業務の趣旨を十分理解しているか。また、与条件に沿った提案をしているか。	10×5
提案するシステムの概要と特徴		本市が求める仕様に沿った具体的な内容が提案されているか。また、図書館サービスの向上につながり、業務体制と運用コストを考慮した提案となっているか。	10×5
業務の内容	全般	・システム構築から運用までの計画等について具体的に示されているか。 ・システム導入に伴う影響（休館等）について、最低限となるよう配慮されているか。	10×5
	データ移行	データ移行作業の内容が要件を満たし、移行方法、移行作業のスケジュールが具体的に示されているか。また、無理のないスケジュールとなっているか。	10×5
	ホームページ	・OPACの機能を最大限に生かし、どの年代の利用者でも必要とする情報に簡単にたどり着くことができるサイト構造・デザインとなっているか。 ・JIS X 8341-3の最新版に対応しているか。 ・担当職員が容易にコンテンツ作成・更新・管理ができるようになっているか。	10×5
	運用・保守体制	・システム運用・維持管理における基本的な考え方（基本方針、重視すべきポイント等）が示されているか。 ・日常的に安定的かつ効率的なシステム稼働が行えるような体制が整っているか。	20×5
	研修体制	図書館職員、会計年度任用職員及びセンター図書室担当者といった、それぞれの属性や事象を考慮した研修方法となっているか。	5×5

セキュリティ対策	・図書館システムのセキュリティ対策全般に対する基本的な考え方と具体的な提案がされているか。また、その優位性が示されているか。 ・図書館システムのネットワーク構成は適切か。	20×5
独自提案等	仕様書（案）に定めるもの以外に、本市にとって有益な提案等があるか。	10×5
プレゼンテーションについて	資料が分かりやすく、プレゼンテーションでの説明や質問に対する回答が論理的であるか。	5×5
要求仕様回答	要求する仕様に対する可能数 要求度S（必須）の項目に対応できない者は失格とする	200
見積額	適切な範囲内での見積額であるか	200

※見積額評価の算定式

200点×（最低金額÷その者の提示した金額）＝その者の点数

（3）合計点

書類審査 50点

プレゼンテーションの審査

550点（110点×5名）＋400点（仕様・見積）

合計（満点） 1000点

※1者の場合、見積額の評価は実施しない。

（4）評価表

非公表とする。

4 受注予定者等の特定

（1）書類審査及びプレゼンテーションの審査の合計得点が最も高い者を受注予定者とし、第2位の者を次点者とする。なお、合計得点が同点の者が2者以上いるときは、プレゼンテーションの審査の点数の高い者を優先とする。

（2）合計得点が最も高い者であっても、要求仕様回答及び見積額の得点を除く合計得点が350点（参加者が1者の場合は300点）に満たない者は受注予定者としな

5 その他

選定過程の公平性、透明性を保つため、選定委員の事前公表は行わない。